

国土利用計画について

(企画部 企画政策課)

1. 策定の目的

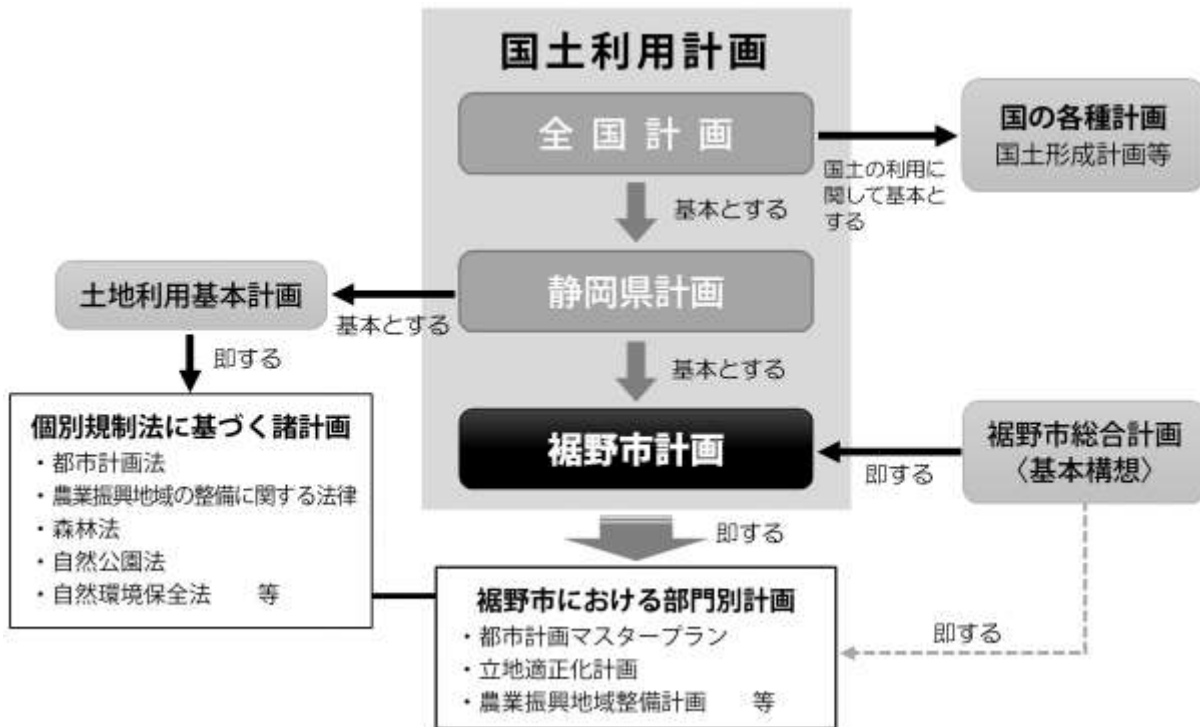
国土利用計画法に示される「国土利用の基本理念」に即し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡のある国土の利用を確保することを目的として策定するものである。

2. 国土利用計画とは

国土利用計画とは、国土に広がる空間及び土地の利用に関する最も基本的な計画であるとともに、国、都道府県、市町村がそれぞれの区域の土地利用について、将来のあり方や使われ方の目指すべき方針を定めた計画であり、土地利用に関する基本的かつ総合的な長期計画となる。

国土利用計画には全国計画、都道府県計画、市町村計画があり、都道府県計画は全国計画を、市町村計画は都道府県計画を基本として定めることになる。本市においては、静岡県計画を基本としながら、裾野市総合計画をはじめとする上位関連計画との調整・整合を図って「国土利用計画裾野市計画」を策定するものである。

【国土利用計画の体系】



3. 計画の構成

国土利用計画裾野市計画においては、以下の4章立てで構成する。

【第1章】土地の利用に関する基本構想

- 本市が目指すべきこれからの土地利用の基本方針と土地利用区分（農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他）別の基本方向を定める。

【第2章】土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- 上記の土地利用区分ごとに、目標年次におけるそれぞれの土地利用面積の目標（フレーム）を推計・設定する。

【第3章】規模の目標を達成するために必要な措置の概要

- 第2章で定めた土地利用面積の目標フレームを実現するために、今後市が実施すべき具体的な取組みの概要や考え方を示す。

【第4章】地域別の概要と措置

- 地形的・自然的条件及び社会的・経済的条件等から、市域を「北部・西部地域」と「南部・東部地域」に区分し、それぞれの地域における土地利用の基本方向や措置の概要を示す。

4. 計画の経緯

本市では、「第4次裾野市総合計画基本構想（平成22年12月）」に即し、平成32年を目標年とした「第3次国土利用計画裾野市計画（平成23年4月）」を策定し、長期にわたって安定した均衡ある土地利用の推進に向けて、計画に即した各種土地利用施策を展開してきた。

一方、計画策定以降に上位計画となる「国土利用計画全国計画」及び「国土利用計画静岡県計画」の改定、県の“ふじのくにのフロンティア”を拓く取組における「東名裾野IC周辺地域における防災・減災と職住近接に配慮した地域づくり推進区域」と「裾野市北部地域職住近接の防災スマートシティ創出推進区域」の指定、「裾野市人口ビジョン」、「裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第4次総合計画後期基本計画」の策定など、社会情勢の変化に伴う上位計画や関連計画の策定・見直しが行われたことから、平成29年3月に計画の中間見直しを行い、本市の土地利用を取り巻く状況を整理し、上位計画や関連計画との整合性を図る変更等を行った。